

第 1 回意見（パブリックコメントに対する意見）
住民意見

	意 見	意見に対する修正（案）
1	従来から当計画には、児童・高齢者、障がい者への「バリアフリー化の推進」については記載されていたが、近年の外国人観光客の海岸利用も鑑み、誰でも利用でき、災害からも避難しやすい海岸保全施設の「ユニバーサルデザイン化の推進」について記載してほしい。	「ユニバーサルデザインに配慮した海岸づくりの推進」という表現に修正。 P 2 7、P 4 0
2	「海岸整備事業の完了」という言葉は、今後一切事業が無いことを連想させるため、別の言い方に変更したほうが良いのではないか。 例えば、「概成（がいせい）」。	本文から「事業完了」という言葉を削除し、海岸保全施設が存在して今後、維持・修繕が必要な箇所と同じ扱いになるよう、表現を修正。 例）修正前：整備が完了した区域 修正後：整備を実施した区域 P 4 7
3	海岸防護のために、海岸端に守り本尊の千手観音菩薩を建立して、巡礼スポットにして観光に役立ててほしい。	基本計画には記載しない。 必要により、県、市町村で協議し個別に対応していく。
4	海岸にある展望やぐらを海上保安協会の関係者（海守：うみもり）に管理委託しても良いと思う。	基本計画には記載しない。 必要により、県、市町村で協議し個別に対応していく。

第1回意見

	意見	意見に対する修正(案)
1	<p>松江市 P 5 0 一覧表(防護施設延長等)の記載内容の修正</p>	各課において、海岸統計(平成27年度版)により再確認し修正した。
2	<p>出雲市 P 1 1 第3章沿岸の長期的なあり方 3 - 1 防護面からの基本方針 3 - 1 - 1 防護面の基本方針 (1) 地域を守る安全な海岸の整備</p> <p>「飛砂への対応」を追加してもらいたい。 出雲市においては、海岸と民家、道路が近い地域があり、海岸からの飛砂が道路の通行、及び周辺住民の生活に影響を及ぼしているため、防護面の項目に加えることを要望する。</p>	海岸事業において、飛砂防止対策は海岸環境整備事業により行うこととなっており、同章のP 2 7 “ 3 - 3 利用面からの基本方針 (1) 多様なニーズに対応した海岸づくり ” で記載する。
3	<p>益田市 P 4 1 1 - 2 (1) 例えば、一連の海岸において隣接する複数の海岸管理者が存在する場合、特定の管理者に属する海岸を整備した結果、隣接する他の海岸への影響(一方の海岸でヘッドランドを造成したことによる、他海岸の侵食等)が生じることが考えられる。 このことから、海岸保全施設の種類、規模及び配置を決定する際に、隣接する海岸管理者同士が連携し整備を進めていくことが重要と考える。 関係機関の連携については第3編(P 65~67)に記述もあるが、敢えて「整備に関する基本的事項」でも触れた方が良いのではと考える。</p>	<p>第1編 海岸の保全に関する基本的な事項 第3章 沿岸の長期的な在り方 3 - 1 防護面からの基本方針 P 1 3 海岸侵食への対応</p> <p>において、「<u>河川の上流から海岸までの流砂系一体の総合的な土砂管理対策を推進するため、海岸・河川管理者の連携を強化する。</u>」と記載しているが、以下のとおり内容を修正。</p> <p>【修正後】 <u>「土砂の供給源である河川の管理者と連携するとともに海岸管理者相互で連携を図り、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所への砂を供給する等、構造物によらない対策も含めた土砂の適切な管理を推進する。」</u></p>
4	<p>隠岐の島町 P 3 5 表 2.3 久見漁港海岸は事業完了したため、表から削除。</p>	久見漁港 削除する。

第2回意見（修正案に対する意見）

	意見	意見に対する修正（案）
1	<p>江津市</p> <p>・和木波子海岸（県管理）について、早期に実施計画の策定と事業着手をお願いしたい。</p>	<p>・平成28年11月11日島根県報で海岸保全区域の追加指定について告示され、計画案にも反映済。</p>
2	<p>出雲市</p> <p>第1編海岸の保全に関する基本的な事項 第2章海岸の状況及び保全の方向に関する事項 2-2 海岸事業の経緯</p> <p>P8 表「近年の海岸整備事業の概要および事例」 ・大社漁港海岸が「侵食対策事業」の項に記載されているが、侵食対策は前回計画改定前（H19）に終了している。 また、当該海岸はH25から海岸環境整備事業を実施中であることから、「海岸環境整備事業」の項に記載するのが適当と考える。</p> <p>P9 写真 ・上記の意見に合わせて、大社漁港海岸の写真（キャプション）を「環境整備」に変更。</p>	<p>・侵食の記載を削除し、環境整備に記載する。</p> <p>・キャプションを環境整備に修正。 ・p9は高潮、侵食の完了であるため、p10の事業中に入れる。但し、p10のスペースがないため、現在p10の環境整備事業完了をp9に移動等でスペースを確保する。</p>
3	<p>大田市</p> <p>第2編海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 第3章海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 3-1 一覧表</p> <p>P49～51 ・P49～51の一覧表の表題に整合がとれていない。</p>	<p>・表題を修正。</p>

第2回意見（修正案に対する意見）

	意見	意見に対する修正（案）
4	<p>松江市</p> <p>第2編海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 第1章海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 1-3施設を新設・改良する海岸の一覧</p> <p>P44 表2.3 ・軽尾港海岸、秋鹿北港海岸、片江漁港海岸は、改良予定なし。</p> <p>第3章海岸保全施設の整備（維持・修繕および新設等）の状況 3-1 一覧表</p> <p>P50 一覧その1 ・千酌港海岸の防護施設延長の誤記。520m 473m</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽尾港、片江漁港 削除する。 別事業で防波堤を整備した結果、整備予定箇所の越波改善等の効果が図られたため。 ・秋鹿北港は、事業完了のため削除する。 ・修正する。
5	<p>西ノ島町</p> <p>第2編海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 第1章海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 1-3施設を新設・改良する海岸の一覧</p> <p>P35 表2.3 ・美田港海岸は、前回改定時から整備が完了していないため、一覧に残す。（計画案では完了）</p> <p>・新たに記載したい海岸 波止港海岸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一覧に残しておく。 ・現在、港湾空港課と町で調整中。

第2回意見（修正案に対する意見）

	意見	意見に対する修正（案）
6	<p><u>海士町</u></p> <p>第2編海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 第1章海岸保全施設の設新設又は改良に関する事項 1 - 3 施設を新設・改良する海岸の一覧</p> <p>P35 表2.3 ・保々見港海岸は事業完了したため、表から削除。</p>	<p>・保々見港 削除する。</p>